

桜川市部活動の方針（第3版）

令和7年3月10日

桜川市教育委員会

1 学校教育活動の一環としての部活動の適切な運営

中学校・義務教育学校の部活動は、そのスポーツや音楽・美術等の活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部顧問・部副顧問・部活動指導員（以下「部顧問等」）の指導の下、学校教育活動の一環として行われる。そのため、部活動は、部顧問等が独断で活動したり勝利至上主義になったりすることなく、運動によって資質・能力・体力の向上や健康の増進を図り、音楽・美術等によって豊かな感性や心情を養うものでなければならない。そして、3年間の活動を通して、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組みながら豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な生徒の育成を図るための活動でなければならない。

桜川市では、市立中学校・義務教育学校（以下「市立中学校等」）の部活動について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」、「茨城県『部活動の運営方針』（R4.12 茨城県教育委員会）」（以下「県運営方針」）、「茨城県運動部活動の運営方針（改訂版）Q&AR4.12 茨城県教育委員会）」に則り、部活動が生徒の健全育成のために適切に運営されるよう、「桜川市部活動の方針」（以下「市部活動の方針」）を以下に定める。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

（1）適切な休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

○ 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり(練習試合や大会等の当日を除く。)

	1日当たり		週計
	平日	週休日・休日	
中学校	2時間	3時間	11時間

○ 校長及び部顧問等は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定する。（別紙参照）

○ 週休日（土曜日、日曜日）に、練習試合や大会等により、1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問等は、他の週休日・休日に休養日を振替える。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

○ 校長及び部顧問等は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動の原則禁止

○ 校長及び部顧問等は、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

また、特例で朝の活動を実施する場合にも、朝の活動含め 1 日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

- 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要があるケースとする。

※ 大会 1 か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

ウ 休養日の設定

- 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設けることを基本とする。平日は少なくとも 1 日、週休日はいずれか 1 日以上を休養日とする。

- 長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

- 週休日に大会等(練習試合を含む)に参加し、3 時間を超えた場合や、2 日間連続で活動した場合は、休養日を週休日に振り替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の 1 か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 校長は、「市部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

- 校長は、定期試験実施前の一定期間(3 日間)を、学校全体の休養日として設定する。

- 長期休業中等に桜川市として共通した以下の休養日(オフシーズン等)を設ける。

- ・ 8 月 13 日～16 日(4 日間)
- ・ 11 月 13 日(1 日) ※11 月 13 日が週休日と重なった場合、週休日の活動とみなす。
- ・ 12 月 27 日～1 月 4 日(9 日間)
- ・ 年度末・年度始の平日(2 日間)

- 完全下校時刻(生徒が学校を出る時刻)の上限を、市として定める。(表 1)

表 1 桜川市完全下校時刻(上限)

月	4	5～7	9	10	県西新人 大会後	11	12	1	2	3
部活動 終了時刻	17:30	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:45	17:15	17:30
下校時刻	17:45	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	17:00	17:30	17:45

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問等は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度にならないよう考慮し、参加する大会等を精選する。

- 部顧問等は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長

に提出する。

- 部顧問等は、年間活動計画等に則り、校長の許可を得て大会に参加する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行う。
- 教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているか、生徒や部顧問等の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

3 適切な部活動の運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問等は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問等は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問等に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置付けの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中学校体育連盟（以下「中体連」）や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- 現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置付けられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、PTA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。また、地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問等対象研修の設定

- 教育委員会、学校及び各種団体等においては、地域展開を視野に入れながら、特に競技・指

導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。

さらに、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問等に対しても、研修の機会を設ける。

- 学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 部顧問等は、計画的に休養日を設定する。運動部顧問等は、過度な練習はスポーツ障害・外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。文化部顧問等は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。

- 中体連、教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問等は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校活動方針」）を毎年度策定する。
- 部顧問等は、「年間の活動計画（予定）」（活動日時・場所、休養日、大会参加日時等）を4月20日までに、「毎月の活動計画」を前月の20日までに作成し、校長に提出し許可を得る。また、「毎月の活動実績」を翌月の10日までに作成し、校長に提出する。
- 校長は、全部活動の「年間の年間計画（予定）、毎月の活動計画、毎月の活動実績」を学校のホームページへ掲載し公表する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、定期的な「部顧問会議」等を開催し、自校の部活動が「県運営方針」「市部活動の方針」「学校活動方針」に則り、行われているかを点検し、適切な運用を徹底する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問等は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問等は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

(2) 地域移行の推進

ア 段階的な地域展開

- 各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域展開の準備を進めている。
それに伴い、令和8年度からの休日の部活動の地域展開完全実施を見据え、令和7年度県総合体育大会終了後から、次のような活動の在り方を推進する。
 - ・休日の部活動で、教員が部活動指導に従事できる日数を、原則、2週間で1日とする。ただし、校長が認める場合はその限りではない。令和8年度以降は、教員が休日の部活動に従事することが不可となることから、段階的に従事する日数を減らす等、生徒や保護者との間に混乱が生じないように配慮する。

イ 地域展開と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 市教育委員会は、市立学校の教職員の兼職兼業の申請があった場合には、法令及び規則等に

則り、本人が兼職兼業を希望し、校長に相談の上、学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において認めるものとする。

- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営の在り方の見直し

- 市中体連は、大会の組み合わせや打合わせ会議について、可能な限り対面によらず、デジタル化・オンライン化するなどの改善を図る。
- 市中体連は、大会の運営等について、競技団体や保護者等の人材確保に向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築する。

6 その他

- 部活動の運営上必要な事項は、市立中学校等が定める「学校活動方針」に記載する。
- 「市部活動の方針（第3版）」は令和7年3月10日に各校に通知する。校長は、本方針を基に、各校の令和7年度の「学校部活動方針」を策定する。「学校部活動方針」は、保護者及び生徒への周知を経て、令和7年4月1日から運用する。